

平成26年4月4日
水管理・国土保全局 防災課

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」【ガイドライン】 の改定について（お知らせ）

■経緯

- ・平成9年：「河川法」において河川環境の整備と保全を目的化
- ・平成10年：河川環境の保全に配慮した災害復旧を行うため、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」【ガイドライン】を策定
- ・平成18年：中小河川の原形復旧を対象に、本基本方針を使い易い構成に改定
- ・平成22年：中小河川を対象に、多自然川づくりの基本的な留意事項や設計方法を示した「中小河川に関する河道計画の技術基準」が改訂
- ・平成23年：同技術基準の解説書である「多自然川づくりポイントブックⅢ」を作成

■改定の背景

- ・被災を受けた自然護岸などの約7割がコンクリートブロック護岸で復旧されている一方で、必ずしも河川が本来有している環境や景観に着目した復旧となっていない。
- ・そのため、現行の基本方針改定以降にまとめられた「多自然川づくり」に関する知見を災害復旧にも取り入れるべく、本基本方針を改定。
- ・復旧工法を選定する際の配慮事項を明確にし、設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入したことで、災害復旧事業における多自然川づくりの徹底を目指す。

■改定のポイント

- ・多自然川づくりに関する最新の知見【留意事項】を反映
【留意事項例】
 - ①水際部への配慮、②重要な環境要素への配慮、③護岸における景観への配慮
 - ④環境上重要な区間・箇所では特別に配慮
- ・設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入

→『災害復旧事業における多自然川づくりを徹底』

■今後の予定

- ・本改定内容を現場へ反映すべく、実行可能な体制を構築するため、各種会議や講習会にて周知

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 災害査定官 向井 正大（内線35752）

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」 【ガイドライン】の改定の背景

■改定の背景

被災した自然護岸（張芝、土羽、自然石など）の約7割がコンクリートブロックなどの人工護岸で復旧されている一方で、必ずしも河川が本来有している環境や景観に着目した復旧となっていない。



復旧工法を選定する際の
留意事項を明確にする

- 現行の基本方針以降にまとめられた「多自然川づくり」に関する最新の見解【留意事項】を反映
- 設計の考え方が確実に現場へ反映できるプロセスを導入
 - 計画から施工の各段階で、**各種留意事項についてチェックし共有化**



『災害復旧事業における多自然川づくりを徹底』

□ 多自然川づくりに関する最新の知見 【留意事項】を反映

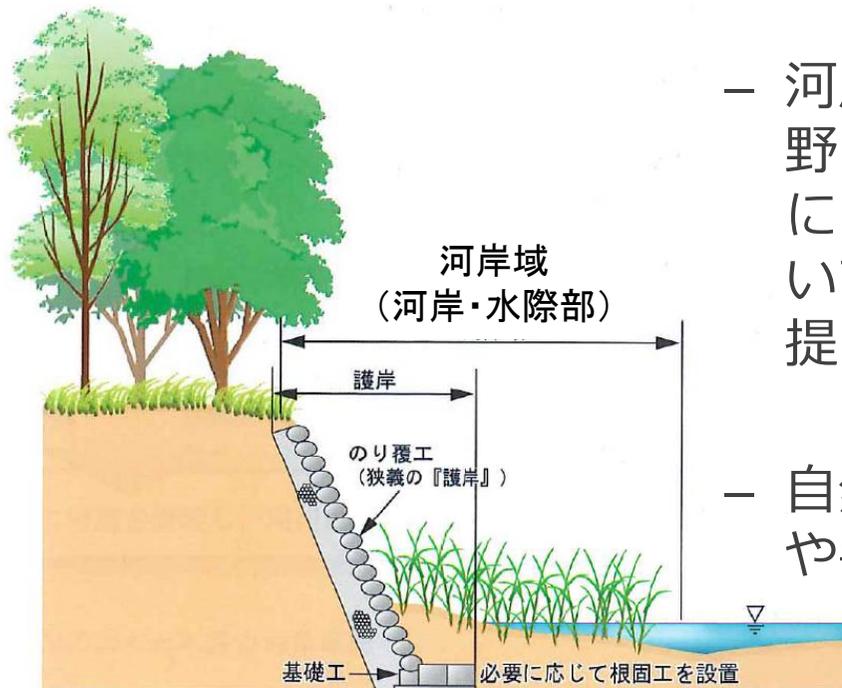
【配慮すべき留意事項例】

- ① 災害復旧においても、**水際部への配慮**を徹底
- ② 河畔樹木や淵等の**重要な環境要素**がある場合には、**保全を原則**
- ③ **コンクリート系の護岸**を用いる際の**景観への配慮**を徹底
- ④ **環境上重要な区間や箇所**については**特別の配慮**

①水際部への配慮

- 河岸・水際部の形状などに調和した工法検討に関する留意事項の充実

- 中小河川で災害復旧の対象となることが多い**護岸の復旧**に焦点を当て、どのような河岸・水際部に復旧するかを念頭に置き、これを踏まえて護岸工法の選定を行うプロセスを示しました。



- 河川のセグメント（山間地区間、谷底平野区間、扇状地、自然堤防帯、三角州）によって異なる**河岸・水際部の特徴**について解説し、**護岸工法の選定**もこれを前提になされるようにしました。

- 自然な水際部を形成するための留意事項や手法に関する記述を充実しました。

②重要な環境要素への配慮 (河畔樹木、湧水・伏流水、淵の保全)

- 保全すべき環境要素に関する留意事項の充実
 - － 標準的な河岸・水際部の復旧方法でなく、特別な配慮を行うべき環境要素を3つ（河畔樹木、湧水・浸透水、淵）に絞り、原則保全することとしました。
 - － また、これらを保全するにあたっての留意事項の解説を充実しました。



河畔樹木を保全した事例



淵を保全した事例

③ 護岸における景観への配慮 (コンクリート系護岸)

- 災害復旧工事での使用頻度が高い**コンクリート系の護岸工法**については、使用する際の留意事項を**河川景観及び自然環境**の2つに大別し、具体的な解説を充実しました。

<河川景観に関する留意事項の具体例>

- 法面の明度・彩度を抑える

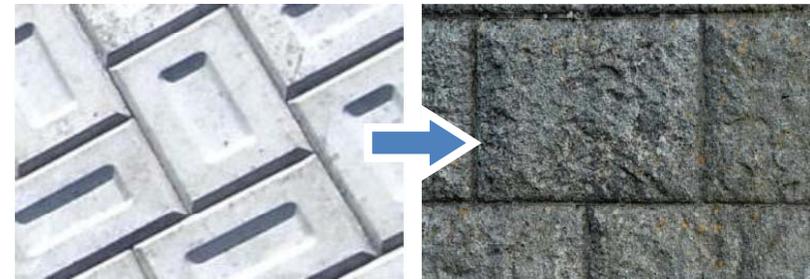


明度が高く、周辺
景観と調和して
いない例

- 水際部に植生の繁茂を促して
水際のラインを不明瞭にする



- テクスチャーを持たせる



- 忌避される景観パターンは避ける
- 天端・法肩のラインを不明瞭にする
- 水抜きパイプ・小口止め等が
景観を損なわないようにする 等

④環境上重要な区間・箇所では特別に配慮

● 重点区間・重点箇所の設定

- 景観関連法令・自然環境関連法令等の重要地域に含まれる河川区間を、「重点区間」とし、重点区間内の被災箇所の復旧においては、復旧工法の選定や水辺の処理に特別な配慮を求めています。
- 法指定のない地域においても、市街地及びその周辺、付近に学校・公園・病院等の公共施設等が存在する地域で、かつ特別な配慮が必要と判断される箇所は、「重点箇所」と判定し、標準的な手法によらず検討して良いものとしています。



重点区間配慮イメージ



重点箇所配慮イメージ

